

学 位 論 文 題 名

森林レクリエーション計画制度および利用体験に
もとづく管理計画手法に関する研究

学位論文内容の要旨

本論文は7章から構成され、図 41、表 28 を含む総頁数 169 の和文論文であり、別に参考論文 18 編が添えられている。

近年、森林のレクリエーション機能に関する関心が高まってきており、森林の多目的管理を実現するためにも、レクリエーションに対する利用者ニーズを踏まえた森林管理を計画的に行う必要がある。本論文はこのような視点から多目的森林計画の一環としてのレクリエーション計画のあり方について主に利用面に焦点をあてて研究したものである。

第 1 章では課題と研究方法について言及している。

第 2 章では森林政策におけるレクリエーション計画制度を取り上げて分析している。現行の森林計画制度は木材資源整備を中心的な課題としており、レクリエーション要求に対する考慮が極めて低いのが実情である。この結果、民有林ではレクリエーションに関する制度がつくられておらず、林業構造改善事業などによってレクリエーション施設がつくられるに過ぎない状況である。これに対して国有林ではレクリエーションの森制度などが存在するなど、民有林にくらべると整備が進んでいるものの、保安林に関する指定、国有林の類型区分、レクリエーションの森制度の指定との間には整合性がとられていないなど、問題がある。

第 3 章では我が国の自然公園とアメリカの国立公園を取り上げて分析している。我が国の自然公園計画は自然保護を課題とした保護計画とレクリエーション利用を推進するための利用計画からなる。このように自然公園計画ではレクリエーション計画を明確に位置付けているなど、森林政策におけるレクリエーション計画のあり方と比べると、自然公園計画の優位性をみることができる。しかしながら我が国の自然公園の管理は無秩序な開発を防ぐことを課題としており、その利用計画は将来整備が見込まれる各種施設を羅列的に掲げるに留まっている。これに対してアメリカの国立公園計画では性格の異なるレクリエーション体験の提供を可能とする整備が行われており、各施設はそれぞれのレクリエーション体験にふさわしいものが建設されている。このようなレクリエーション体験を重視するアメリカの国立公園計画のあり方は我が国で大いに参考にすべきである。

第 4 章では道立自然公園と自然休養林に指定されている野幌国有林を対象にして、公園として整備される過程を計画段階から実行までを分析している。その結果、整備には公園

行政や国有林、江別市など様々な考えと意向が反映しており、当初の計画と実際に実行されて整備されたものとはかなり異なっていることが明らかになった。

第5章では支笏洞爺国立公園を対象にしてレクリエーション利用と保護計画の現状を、レクリエーション・アクセスという概念を用いて明らかにしている。その結果、保護を優先すべき特別保護地区や第1種特別地域などにアクセスに便利な舗装道路や索道などが建設されている実態が明確に示されて、現行の地種区分を主体とする保護計画だけでは、レクリエーション利用者が生み出す利用圧に適切に対処できないことが明らかになった。このような問題を解決するためにはレクリエーション体験の視点を取り入れた利用計画を作成するとともに、地種区分による保護計画と重ね合わせを行って整合性をはかることが必要である。

第6章ではアメリカ国有林のレクリエーション計画に採用されている ROS(Recreation Opportunity Spectrum)の考えに注目し、大雪山国立公園を対象にして ROS の導入可能性について検討している。ROS はレクリエーション利用者の体験内容を考慮して、利用者が求めるレクリエーション体験の多様性に応じて地域を幾つかの区域に分割し、公園を管理しようとするものである。本論文では公園訪問者に対し各人が求める公園状態についてアンケート調査をおこない、それをもとに利用者を原生自然派、自然派、鑑賞派、観光派の4つに区分した。そしてこの4区分を踏まえて登山道の現況評価などから、大雪山国立公園を4つの空間状況の異なる区域に区分した。この研究は ROS の我が国への導入可能性検討の最初の試みであり、多様なレクリエーション体験を考慮したレクリエーション計画を樹立することが我が国でも可能であることが具体的に示唆された。

以上の分析を踏まえて、第7章では、第1に木材資源計画としての性格が強い現行森林計画を改善し、森林の多目的管理を可能とする森林計画を樹立する必要があること、その一環としてレクリエーション計画をつくる必要があること、第2に縦割り行政によってレクリエーション計画が重なっている現状を改めて、地域にそくして総合的なレクリエーション計画をたてる必要があること、第3にレクリエーション利用と自然保護を図りつつ、利用者が持つ多様なレクリエーション要求を満たすような公園計画の指針を示す必要があること、そのためには ROS のような計画手法が有効であると結論付けている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 石 井 寛
副 査 教 授 和 孝 雄
副 査 教 授 浅 川 昭一郎
副 査 助教授 柿 澤 宏 昭

学 位 論 文 題 名

森林レクリエーション計画制度および利用体験に もとづく管理計画手法に関する研究

本論文は7章から構成され、図 41、表 28 を含む総頁数 169 の和文論文であり、別に参考論文 18 編が添えられている。

近年、森林のレクリエーション機能に関する関心が高まってきており、森林の多目的管理を実現するためにも、レクリエーションに対する利用者ニーズを踏まえた森林管理を計画的に行う必要がある。本論文はこのような視点から多目的森林計画の一環としてのレクリエーション計画のあり方について主に利用面に焦点をあてて研究したものである。

第 1 章では課題と研究方法について言及している。

第 2 章では森林政策におけるレクリエーション計画制度を取り上げて分析している。現行の森林計画制度は木材資源整備を中心的な課題としており、レクリエーション要求に対する考慮が極めて低い。この結果、民有林ではレクリエーションに関する制度がつくられておらず、林業構造改善事業などによってレクリエーション施設がつくられるに過ぎない状況である。これに対して国有林ではレクリエーションの森制度などが存在するなど、民有林にくらべると整備が進んでいるものの、保安林に関する指定、国有林の類型区分、レクリエーションの森制度の指定との間には整合性がとられていないなど、問題がある。

第 3 章では我が国の自然公園とアメリカの国立公園を取り上げて分析している。我が国の自然公園計画は自然保護を課題とした保護計画とレクリエーション利用を推進するための利用計画からなる。しかし我が国の自然公園の管理は無秩序な開発を防ぐことを課題としており、その利用計画は将来整備が見込まれる各種施設を羅列的に掲げるに留まっている。これに対してアメリカの国立公園計画では性格の異なるレクリエーション体験の提供を可能とする整備が行われており、各施設はそれぞれのレクリエーション体験にふさわしいものが建設されている。

第 4 章では道立自然公園と自然休養林に指定されている野幌国有林を対象にして、公園

として整備される過程を計画段階から実行までを分析している。その結果、整備には公園行政や国有林、江別市など様々な考えと意向が反映しており、当初の計画と実際に実行されて整備されたものとはかなり異なっていることが明らかになった。

第5章では支笏洞爺国立公園を対象にしてレクリエーション利用と保護計画の現状を、レクリエーション・アクセスという概念を用いて明らかにしている。その結果、保護を優先すべき特別保護地区や第1種特別地域などにアクセスに便利な舗装道路や索道などが建設されている実態が明確に示されて、現行の地種区分を主体とする保護計画では、レクリエーション利用者が生み出す利用圧に適切に対処できないことが明らかになった。

第6章ではアメリカ国有林のレクリエーション計画に採用されている ROS(Recreation Opportunity Spectrum)の考えに注目し、大雪山国立公園を対象にして ROS の導入可能性について検討している。ROS はレクリエーション利用者の体験内容を考慮して、利用者が求めるレクリエーション体験の多様性に応じて地域を幾つかの区域に区分し、公園を管理しようとするものである。本論文では公園訪問者に対し各人が求める公園状態についてアンケート調査をおこない、それをもとに利用者を原生自然派、自然派、鑑賞派、観光派の4つに区分した。そしてこの4区分を踏まえて登山道の現況評価などから、大雪山国立公園を4つの空間状況の異なる区域に区分した。この研究は ROS の我が国への導入可能性検討の最初の試みであり、多様なレクリエーション体験を考慮したレクリエーション計画を樹立することが我が国でも可能であることが示唆された。

以上の分析を踏まえて、第7章では、第1に木材資源計画としての性格が強い現行森林計画を改善し、森林の多目的管理を可能とする森林計画を樹立する必要があること、第2に地域にそくして総合的なレクリエーション計画をたてる必要があること、第3にレクリエーション利用と自然保護を図りつつ、利用者が持つ多様なレクリエーション要求を満たすような公園計画の指針を示す必要があると結論付けている。

以上のように、本論文は森林レクリエーション計画制度と利用体験にもとづく公園管理計画手法に関する研究である。この成果は学術的・実用的に高く評価される。よって審査員一同は、八巻 一成は博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認めた。